

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府精華町光台1-2-6		平成26年7月16日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 内外化成株式会社 代表取締役 鈴木重行 電話 0774-98-2111					
主たる業種	プラスチック製容器製造業			細分類番号	1 8 9 2		
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号			京都府地球温暖化対策条例施行規則			
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	エネルギー消費効率(電力効率)の改善により、3%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。今計画期間内外を問わず常に省エネ効果を意識したエネルギー消費総量の削減を図り地球温暖化対策への取組みを果たす。						
計画を推進するための体制	会社代表を議長として総合電力対策会議を役員会議内に設け、電力需給逼迫に対応する体制とし、その直下に省エネ・温対委員会(委員長・責任者は継続選任)を設け、温暖化対策への具体的な措置を実施する体制とした。これにより電力需要家として社会インフラ、地球環境双方への負担を軽減する体制が強化された。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20-22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,026.5トン	1,924.3トン	1,625.4トン	1,629.8トン	-14.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	1,987.5トン	1,924.3トン	1,625.4トン	1,629.8トン	-13.1 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	第2年度でも報告したが、予定のライン稼働の一部が顧客都合にて停止したままである。また他の新規ライン増設も設置まで期間を満了した。この様な状況なので、増減率-9.1%以上を達成できた。ただし、次年度以降は大きく増加する見込みである。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	田辺工場+研究開発センター	事業活動に伴う排出の量 (生産重量×0.1)	9.46	8.29	8.07	7.99	-14.20 パーセント
	(研究開発センター)	事業活動に伴う排出の量 (生産重量×0.1)	0.00	7.43	8.07	7.99	パーセント
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価	計画では第3年度で原単位8.90を見込んでいたが、第1年度で8.29、第2年度で8.07となつたこともあり、結果7.99まで達成した。計画が延期され、想定されたやや非効率な設備稼働が無かつた事が影響している。					
	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	旧拠点でのエネルギーロス対策を徹底した。相対的にエネルギー効率の低い部門の生産を予定より早期に切り上げた。					
	(24)年度	新拠点で試行錯誤を交えながら合理的な機器運用を試みた。その結果、現状での最適値を参照し順次手順化を図った。ただし、予定より遅れているので、次年度に巻き返しを図りたい。					
	(25)年度	一部設備の更新と新規増設(旧拠点電力容量比で約25%分に相当)に拘り、トップランナータイプであることを優先して導入に及んだ。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	就労体制が24時間連続稼働であり、夜間勤務の交替時には公共交通機関の運行が無い。通勤時のエコ運転指導、より環境負荷の少ない車両による通勤を奨励している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	社会情勢の気運にもより、全従業員のエコ運転、エコ車両への認識が高くなっている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	成形廃プラのリサイクルによる焼却処分(温暖化効果ガス排出)の回避。製造品の最終処分時(焼却)の環境負荷軽減(製造品の軽薄少量化、材質の成分変更等)を目的とした研究開発の実施等。						
特記事項							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。